

令和2年度 岩手県感染症対策委員会

日 時 令和2年6月2日（火）

19：00～20：00

場 所 岩手県庁12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）協議事項

ア 岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の設置について

イ 岩手県におけるクラスター対策の方向性について

（2）報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応について

イ 新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について

ウ 岩手県新型コロナウイルス対策専門委員会の開催状況について

4 その他

5 閉 会

岩手県感染症対策委員会委員名簿

分野	選出団体	員数	職	氏名	出欠
学識経験者	岩手医科大学	3	睡眠医療学科 教授 兼感染制御部 部長	櫻井 滋	出席
			眼科学講座 教授	黒坂 大次郎	欠席
			微生物学講座感染症学・免疫学分野 教授	村木 靖	出席
	岩手大学	1	農学部 共同獣医学科 教授	寺嶋 淳	出席
	岩手県立大学	1	総合政策学部 准教授	千國 亮介	出席
関係団体	岩手県医師会	3	常任理事 (杜のこどもクリニック院長)	金濱 誠己	出席
			常任理事 (小瀬川皮膚科院長)	小瀬川 玄	出席
			岩手県産婦人科医会顧問 (元盛岡赤十字病院長)	利部 輝雄	出席
	岩手県獣医師会	1	会長	佐々木 一弥	出席
岩手県保健所長会	1	盛岡市保健所長	高橋 清実	代理出席 (矢野 亮佑)	
検査機関	岩手県予防医学協会	1	専務理事・呼吸器科部長	武内 健一	出席
	岩手県臨床衛生検査技師会	1	岩手医科大学附属内丸メディカルセンター 医療安全管理部・感染制御部	高橋 幹夫	出席
自治体	岩手県市長会	1	宮古市長	山本 正徳	出席
	岩手県町村会	1	住田町長	神田 謙一	欠席
医療機関	県立病院の代表	1	岩手県立中央病院長	宮田 剛	出席
	結核病床を有する医療機関 の代表	1	国立病院機構盛岡医療センター院長	木村 啓二	出席
	感染症指定医療機関 の代表	1	盛岡市立病院長	加藤 章信	出席
教育機関	教育委員会	1	教育局長	佐藤 一男	出席

(任期:令和元年7月24日～令和3年7月23日)

岩手県感染症対策委員会 事務局

所 属	職	氏 名
保健福祉部	部 長	野原 勝
保健福祉部	医療政策室長兼 総括新型コロナウイルス感染症 対策監	工藤 啓一郎
保健福祉部	特命参事兼 新型コロナウイルス感染症 対策監	吉田 陽悦
保健福祉部	医療政策室 技術主幹兼感染症担当課長	三浦 節夫
保健福祉部	医療政策室 主任主査	佐々木 達也
保健福祉部	医療政策室 主 査	阿部 太樹
保健福祉部	医療政策室 上席獣医師	松舘 宏樹
岩手県環境保健研究センター	保健科学部長	高橋 知子

岩手県感染症対策委員会設置要綱

(設 置)

第1 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する施策を総合的に推進するため、岩手県感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための諸施策の推進に関すること。
- (2) 感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条に定める臨時の予防接種の実施に関すること。
- (4) 予防接種法に規定する疾病に係る予防接種による健康被害の防止に関すること。
- (5) その他感染症予防対策の推進に関し、必要な事項。

(組 織)

第3 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

- 2 委員は、医療及び行政の関係機関・団体等並びに学識経験者のうちから、知事が委嘱する。委員の構成は別紙のとおりとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招 集)

第5 委員会は、知事が招集する。

(専門委員会の設置)

第6 委員会に所掌事項についての調査、研究及び審議を行うため、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、委員長が指名する委員及び学識経験者等のうちから知事が委嘱する者で組織する。
- 3 このほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7 委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認めた者の

出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

第1 この要綱は、平成元年7月24日から施行する。

(要綱の廃止)

第2 岩手県結核・感染症情報対策委員会要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別紙

岩手県感染症対策委員会委員の構成

分野	選出団体	員数(人)
学識経験者	岩手医科大学	3
	岩手大学	1
	岩手県立大学	1
関係団体	岩手県医師会	3
	岩手県獣医師会	1
	岩手県保健所長会	1
民間検査機関	岩手県予防医学協会	1
	岩手県臨床衛生検査技師会	1
自治体	岩手県市長会	1
	岩手県町村会	1
医療機関	県立病院の代表	1
	結核病床を有する医療機関の代表	1
	感染症指定医療機関の代表	1
教育機関	教育委員会	1
計		18